

# 名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会  
〒462-0035 北区大野町3-19  
TEL (052)915-8111  
FAX (052)915-8114  
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

## 原材料高、仕事の減少厳しい年の瀬、相談は早めに

### クリスマス気分～フラワーアレンジメント講習会～



12月7日(日)午後1時半より、恒例の「フラワーアレンジメント講習会」を開き、11人が参加しました。講師は、「フラワーショップ花園」の光本さん、高瀬さんの2人(母娘)です。真っ赤なポインセチアにリボンを結んだあとは、オアシスに、ヒムロスギを刺してアレンジの土台を作っていきます。「ヒムロスギは、短くして、オアシスにまんべんなく刺してください」「あとで、カーネーションや飾りを刺していくので、高くしないで、短く切って」と先生の指導が入りますが、皆

さん、つつい長くしてしまい、「なるべく切りたくないの」「貧乏性だから仕方ないね」と笑いながらも、みな集中して取り組みました。生花のカーネーションに、松ぼっくりや、八角(香辛料)のアクセサリもちりばめると、1時間ほどで、おしゃれなフラワーアレンジメントが完成。「花園さんのお花はすごくもちがいいよね」「お店はどの辺ですか」と和気あいあい。光本さん、高瀬さんから「カーネーションが枯れてしまったら、お花を少し買って刺してもらえば、お正月まで楽しめますよ」と話してくれました。今年も、素敵なアレンジが出来上がりました。



### 「遺言書」 弁護士 坂輪 萌子(名古屋北法律事務所)

遺言書には主に「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があります。自筆証書遺言は、遺言者が全文・日付・署名を自書し、押印して作成する遺言書です。費用をかけずに自分だけで作成できる手軽さが最大のメリットです。

一方で、形式不備や紛失・改ざんのリスクが高く、相続開始後に家庭裁判所で検認手続が必要になる点がデメリットです。書き方に不備があると遺言書が無効になるというリスクもあります。これに対し、公正証書遺言は、遺言者が公証人に内容を口述し、署名をして、公証人が公正証書として作成する遺言書です。法律の専門家である公証人が関与して作成するため、形式的な不備の心配がなく、原本が公証役場で保管されるため紛失リスクもありません。また、相続開始後の検認が不要で円滑に手続を進められます。ただし、作成には公証人手数料(遺産額にもよりますが3000万円程度であれば数万円程度)がかかり、証人2名の立会いも必要になるなど、準備に手間がかかる点がデメリットです。近年は、自筆証書遺言の弱点を補う制度として「法務局での自筆証書遺言保管制度」が導入されました。これは遺言書を法務局に提出して保管してもらう仕組みで、改ざんや紛失を防げるうえ、この制度を利用した遺言書は家庭裁判所の検認が不要になります。費用も公正証書遺言ほど高くありません。ただし、公証人による内容チェックはないため、文言の不備があれば無効となる可能性は残ります。遺言書は自分の思いを確実に届ける重要な手続です。費用・手間・確実性を比較し、自分に合った方式を選ぶことが大切です。作成に迷われた場合はぜひ法律事務所へご相談ください。

### 「年末調整のしかた」「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」が 税務署から送られてこない

今回、2025年分(令和7年分)の年末調整では、「基礎控除・給与所得控除の変更」「特定親族特別控除の創設」など大幅な改正に対応する必要があります。にもかかわらず、国税庁作成のパンフレットが送付されていません。給与支払報告書には、「特定親族特別控除額記入欄」「控除扶養親族の欄の区分欄」「基礎控除記入欄」が加わり、複雑になっています。パンフレットも送らないとは国税局は無責任です。北税務署に、「法定調書の作成と提出の手引き」をもらいに行き、署員に、「これは送らない方針なのか」と聞くと「答えられません」との返答でした。市税事務所に記入欄について聞いたところ、誤った答えが返ってきました。行政側でも、混乱しているようです。民商の申告学習会・相談会に必ず参加しましょう。